

## 坂戸市店舗・住宅等リフォーム補助事業実施要綱

### (目的)

- 第1条 本事業の目的を次の各号に掲げるものとする。
- (1) 本事業は市内業者により店舗(事務所を含む。以下同じ。)又は住宅(以下「店舗等」という。)の改修工事を行った者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市内業者の活用の促進を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。
  - (2) 本事業は店舗等のリフォーム関連工事の需要を喚起し、商工会員の建設業者の活用の促進を図ることにより、地域経済の活性化及び市民の住環境の質の向上を図ることを目的とする。
  - (3) 本事業の実施に関しては、この要綱に定めるところによる。

### (事業の名称)

- 第2条 本事業の名称を「坂戸市店舗・住宅等リフォーム補助事業」(以下リフォーム補助事業という)とする。

### (実施主体)

- 第3条 本事業の運営及び管理は坂戸市商工会が行う。

### (実施期間)

- 第4条 本事業の実施期間は、令和6年6月10日から令和7年3月31日までとする。

### (補助対象者)

- 第5条 補助の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- (1) 市内に住所を有する者であること、若しくは商工会の会員であること。
  - (2) 市内に存する店舗等の所有者又は店舗等で自ら事業を営む者若しくは市内に存する住宅を自らが居住するために借り受けている者であること。

### (補助対象物件)

- 第6条 補助の対象となる対象物件は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 申請者自らが居住している住宅であり、集合住宅の場合は個人の専用部分とする。
  - (2) 坂戸市内の店舗、若しくは商工会員が事業を行っている事業用建物とする。(不動産賃貸業の賃貸物件は除く。)

### (補助対象工事)

- 第7条 補助の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- (1) 市内に事業所を有する事業者若しくは坂戸市商工会の会員事業者が行

う改修工事であること。

- (2) 改修工事に要する費用が10万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上であること。
- (3) 屋根、外壁、居室、外構等の改修工事で、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認を要しないものであること。
- (4) 改築又は増築を伴わないものであること。
- (5) 当該年度1月末日までに改修工事を完了すること。

#### （補助金の交付）

第8条 補助金の交付は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付額は3万円を限度に、改修工事に要した費用（税抜き）の100分の5に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (2) 補助金の交付は「さかど街おこし応援券」での交付となる。  
※「さかど街おこし応援券」とは坂戸市商工会で発行する通常の「商品券」で額面は500円、プレミアムはつかない。商品券取り扱い店舗として登録された坂戸市内の事業所で使える。使用期限は発行日から6ヶ月間。
- (3) 補助金交付申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、予算額に達した時点から補助金申請の受付を原則、終了する。
- (4) 国庫補助金等と併用する場合、国庫補助金等の対象となる改修工事に要した費用については補助対象外とする。

#### （補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ坂戸市店舗・住宅等リフォーム補助事業交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して商工会長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る契約書の写し
- (2) 工事に要する費用の見積書の写し
- (3) 工事の内容が分かる図面
- (4) 付近見取図
- (5) 改装工事承諾書

#### （補助金の交付決定）

第10条 商工会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市店舗・住宅等リフォーム補助事業交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第11条 (1) 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、坂戸市店舗・住宅等リフォーム補助事業工事変更承認申請書(様式第3号)に第9条に掲げる書類のうち必要な書類を添付して商工会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 商工会長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、承認を決定したときは、坂戸市店舗・住宅等リフォーム補助事業工事変更承認通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(3) 補助対象者は、工事を取りやめるときは、坂戸市店舗・住宅等リフォーム補助事業工事取りやめ届(様式第5号)を速やかに商工会長に提出しなければならない。

(完了報告・請求)

第12条 補助対象者は、工事完了後1ヶ月以内又は当該年度2月末日のいずれか早い日までに、坂戸市店舗・住宅等リフォーム補助事業工事完了報告書(様式第6号)及び坂戸市店舗・住宅等リフォーム補助事業交付請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、商工会長に提出しなければならない。

(1) 工事に要した費用の領収書の写し

(2) 工事前及び工事後の写真

(補助金の額の確定・交付)

第13条 商工会長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、坂戸市店舗・住宅等リフォーム補助事業確定通知書(様式第8号)により当該補助対象者に速やかに通知し、提出後1ヶ月以内又は当該年度3月末日のいずれか早い日までに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 商工会長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、商工会長が別に定める。

附則 この実施要綱は平成24年9月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正（平成25年5月8日改正）は平成25年7月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正（平成25年7月11日改正）は平成25年7月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正（平成26年5月8日改正）は平成26年7月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正（平成28年3月25日改正）は平成28年6月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正（平成31年4月1日改正）は令和元年6月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正（令和2年4月1日改正）は令和2年6月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正（令和3年4月1日改正）は令和3年6月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正（令和4年4月1日改正）は令和4年6月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正（令和5年4月1日改正）は令和5年6月9日から施行する。

この実施要綱の一部改正（令和6年4月1日改正）は令和6年6月10日から施行する。